

「警戒レベル」と「とるべき行動」

※避難情報の名称が変更になりました。(R3年度～)

令和3年から、避難情報が次のように変更されています。出水期前に再度、避難情報等をご確認ください。

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等
5	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
～<警戒レベル4までに必ず避難>～		
4	危険な場所から全員避難	避難指示
3	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難※2
2	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、自主的に避難するタイミングです。